（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第六十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十七条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務） **第九条**　法第十七条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一　第二十九条の規定による通知に係る事務（当該通知を除く。） 二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二十二条第一項の規定による特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務 （書類の提出） **第二十五条**　法附則第二条第一項において読み替えて準用する法第二条ただし書の規定により支給するものとされる保険給付遅延特別加算金又は法附則第二条第一項において読み替えて準用する法第三条ただし書の規定により支給するものとされる給付遅延特別加算金（以下「特別加算金」という。）について、当該特別加算金の支給を受けようとする法附則第二条第二項に規定する既支払者（以下「既支払者」という。）（第三項に規定する者及び同条第二項の規定により請求をしたものとみなされる者を除く。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。 一　氏名、生年月日及び住所 二　番号利用法第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。） 三・四　（略） 2　（略） 3　特別加算金の支給を受けようとする既支払者（厚生年金保険法第三十七条の規定により未支給の保険給付が支給された者又は国民年金法第十九条の規定により未支給の年金が支給された者に限り、法附則第二条第二項の規定により請求をしたものとみなされる者を除く。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。 一　氏名及び住所並びに請求者と死亡した受給権者（以下単に「受給権者」という。）との身分関係 一の二　個人番号 二　（略） 三　受給権者の個人番号又は基礎年金番号 四～七　（略） 4　（略） **第二十六条**　法附則第二条第三項の規定により特別加算金の支給の請求を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。 一　氏名及び住所並びに請求者と死亡した既支払者との身分関係 一の二　個人番号	（法第十七条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務） **第九条**　法第十七条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務は、第二十九条の規定による通知に係る事務（当該通知を除く。）とする。 （新設） （新設） （書類の提出） **第二十五条**　法附則第二条第一項において読み替えて準用する法第二条ただし書の規定により支給するものとされる保険給付遅延特別加算金又は法附則第二条第一項において読み替えて準用する法第三条ただし書の規定により支給するものとされる給付遅延特別加算金（以下「特別加算金」という。）について、当該特別加算金の支給を受けようとする法附則第二条第二項に規定する既支払者（以下「既支払者」という。）（第三項に規定する者及び同条第二項の規定により請求をしたものとみなされる者を除く。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。 一　請求者の氏名、生年月日及び住所 二　国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。） 三・四　（略） 2　（略） 3　特別加算金の支給を受けようとする既支払者（厚生年金保険法第三十七条の規定により未支給の保険給付が支給された者又は国民年金法第十九条の規定により未支給の年金が支給された者に限り、法附則第二条第二項の規定により請求をしたものとみなされる者を除く。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。 一　請求者の氏名及び住所並びに請求者と死亡した受給権者（以下単に「受給権者」という。）との身分関係 （新設） 二　（略） 三　受給権者の基礎年金番号又は年金手帳の記号番号 四～七　（略） 4　（略） **第二十六条**　法附則第二条第三項の規定により特別加算金の支給の請求を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。 一　請求者の氏名及び住所並びに請求者と死亡した既支払者との身分関係 （新設）